

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 母子生活支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ハ) 地域活動支援センターの経営
- (二) 移動支援事業の経営
- (ホ) 相談支援事業の経営
- (ヘ) 一時預かり事業の経営
- (ト) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (チ) 児童家庭支援センターの経営
- (リ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヌ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ル) 障害児通所支援事業の経営
- (ヲ) 特定相談支援事業の経営
- (ワ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (カ) 小規模保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人クムレという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岡山県倉敷市栗坂8番地に置く。

(理念)

第5条 この法人の理念は『ともに育ちともに生きる』とし、次の4つの基本方針を掲げる。

- (1) 利用者満足の追求
- (2) 集うひとの幸せの追求
- (3) 強くしなやかな組織創り
- (4) 地域社会への貢献

第2章 評議員

(評議員の定数)

第 6 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員のうちから互選で決めるものとする。

(決議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 17 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長を含む 5 名をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 18 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 顧問

(顧問)

第 30 条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 岡山県倉敷市水島北幸町112番地7、112番地7地先、115番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(小さくら保育園)園舎1棟(695.86平方メートル)、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(小さくら保育園)園舎1棟(128.02平方メートル)、鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板葺2階建(小さくら保育園)園舎1棟(457.85平方メートル)
- (2) 岡山県倉敷市水島北幸町112番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(小さくら乳児保育園)園舎1棟(818.19平方メートル)
- (3) 岡山県倉敷市水島北幸町112番地7所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建(小さくら夜間保育園)・児童発達支援事業所(きらり水島)園舎1棟(418.1平方メートル)
- (4) 岡山県倉敷市栗坂字山道8番所在の鉄骨造り合金メッキ鋼板ぶき2階建(倉敷学園)園舎1棟(1,173.15平方メートル)
- (5) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1730番地1所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺・陸屋根2階建(あしたば)園舎1棟(1,497.18平方メートル)、コンクリートブロック造陸屋根平家建あしたば機械室(36.00平方メートル)
- (6) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1730番1所在の(あしたば)敷地(5,573平方メートル)
- (7) 岡山県倉敷市上東字内沖831番地27所在の木造セメントかわら・かわらぶき2階建(クムレ上東)家屋1棟(130.83平方メートル)
- (8) 岡山県倉敷市上東字内沖831番27所在の(クムレ上東)敷地(180.00平方メートル)
- (9) 岡山県倉敷市栗坂字山道8番所在の(倉敷学園)敷地(974.81平方メートル)
- (10) 岡山県倉敷市栗坂字山道9番1所在の(倉敷学園)敷地(519.87平方メートル)
- (11) 岡山県倉敷市栗坂字山道10番1所在の(倉敷学園)敷地(450.93平方メートル)
- (12) 岡山県倉敷市栗坂字山道10番2所在の(倉敷学園)敷地(233.63平方メートル)
- (13) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹12番1所在の(倉敷学園)敷地(907.49平方メートル)
- (14) 岡山県倉敷市栗坂字山道9番3所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(715.52平方メートル)
- (15) 岡山県倉敷市栗坂字山道10番4所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(386.82平方メートル)
- (16) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹11番1所在の(ひろば栗の家)敷地(650.76平方メートル)
- (17) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹12番2所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(1429.00平方メートル)
- (18) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹12番6所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(53.69平方メートル)
- (19) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹12番地2、同所字山道9番地1、10番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 生活介護事業所(コトノハ)家屋(838.25平方メートル)
- (20) 岡山県倉敷市上東字徳重827番7所在の就労継続支援B型事業所(クラシス)敷地(165.89平方メートル)
- (21) 岡山県倉敷市上東字徳重827番7所在の鉄骨コンクリートブロック造陸屋根2階建て就労継続支援B型事業所(クラシス)家屋1棟(205.2平方メートル)
- (22) 岡山県倉敷市水島北幸町115番所在の(小さくら保育園)敷地(1098.92平方メートル)
- (23) 岡山県倉敷市水島北幸町115番4所在の(児童家庭支援センタークムレ及び児童発達支援センタークムレ)敷地(2622.57平方メートル)
- (24) 岡山県倉敷市水島北幸町115番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(児童家庭支援センタークムレ及び児童発達支援センタークムレ)家屋1棟(851.72平方メートル)

- (25) 岡山県岡山市北区大内田字三谷1351番1所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(678平方メートル)
- (26) 岡山県岡山市北区大内田字三谷1356番6所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(64平方メートル)
- (27) 岡山県倉敷市庄新町487番21所在の通所介護事業所(クムレ)敷地(430.31平方メートル)
- (28) 岡山県倉敷市庄新町487番地21所在の木造瓦葺2階建て通所介護事業所(クムレ)家屋1棟(205.15平方メートル)
- (29) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1682番1所在の(あしたば)敷地(24.00平方メートル)
- (30) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1682番2所在の(あしたば)敷地(96.00平方メートル)
- (31) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1682番3所在の(あしたば)敷地(9.25平方メートル)
- (32) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1683番1所在の(あしたば)敷地(623.00平方メートル)
- (33) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1683番3所在の(あしたば)敷地(158.00平方メートル)
- (34) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1683番4所在の(あしたば)敷地(74.00平方メートル)
- (35) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹14番1所在の共同生活援助共同生活介護(栗坂ホームクムレ)敷地(393.00平方メートル)
- (36) 岡山県倉敷市水島北幸町115番地、115番地4所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建児童発達支援センター(クムレ)家屋1棟(655.10平方メートル)
- (37) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹14番地1所在の木造かわらぶき2階建共同生活援助共同生活介護(クムレ栗坂ホーム)家屋1棟(271.40平方メートル)
- (38) 岡山県総社市岡谷字地蔵堂175番所在の就労継続支援B型事業所(やさい畠クムレ)敷地(487.48平方メートル)
- (39) 岡山県総社市岡谷字地蔵堂174番2所在の就労継続支援B型事業所(やさい畠クムレ)敷地(45.00平方メートル)
- (40) 岡山県総社市岡谷字地蔵堂175番地所在の木造かわらぶき2階建就労継続支援B型事業所(やさい畠クムレ)家屋1棟(262.24平方メートル)
- (41) 岡山県倉敷市山地字北ノ谷2157番1所在の(あしたば)敷地(429.76平方メートル)
- (42) 岡山県倉敷市山地字北ノ谷2159番1所在の(あしたば)敷地(1009.99平方メートル)
- (43) 岡山県倉敷市山地字北ノ谷2060番4所在の(あしたば)敷地(444.88平方メートル)
- (44) 岡山県倉敷市山地字北ノ谷2159番地1、2060番地4所在の木造瓦葺平屋建(あしたば)家屋1棟(174.32平方メートル)、木造瓦葺2階建(あしたば)家屋1棟(82.42平方メートル)
- (45) 岡山県倉敷市水島北幸町112番9所在の(てとて)敷地(505.58平方メートル)
- (46) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1681番1所在の(あしたば)敷地(290平方メートル)
- (47) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1681番2所在の(あしたば)敷地(189平方メートル)
- (48) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1681番3所在の(あしたば)敷地(2.61平方メートル)
- (49) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1683番2所在の(あしたば)敷地(399平方メートル)
- (50) 岡山県倉敷市山地字勝負谷1683番5所在の(あしたば)敷地(37平方メートル)
- (51) 岡山県倉敷市水島北幸町112番9所在の(てとて)木造2階建て(225.24平方メートル)
- (52) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹11番4所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(402.79平方メートル)
- (53) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹11番5所在の生活介護事業所(コトノハ)敷地(299.67平方メートル)
- (54) 岡山県倉敷市栗坂字馬竹11番地1所在の(ひろば栗の家)木造かわらぶき2階建(31

7. 16 平方メートル)

- (55) 岡山県倉敷市水島南幸町101番1所在の（幼保連携型認定こども園小ざくら保育園）敷地（2,157,70平方メートル）
- (56) 岡山県倉敷市水島南幸町101番9所在の（幼保連携型認定こども園小ざくら保育園）敷地（43,85平方メートル）
- (57) 岡山県倉敷市上東1018番8所在の（共同生活援助事業所クムレ）敷地（150,21平方メートル）
- (58) 岡山県倉敷市上東1018番8所在の（共同生活援助事業所クムレ）木造スレート葺2階建（122,34平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岡山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岡山県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般的な閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的な閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的な閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 移送サービスの事業
- (2) 短期入所生活援助の事業
- (3) 夜間養護等の事業
- (4) 相談支援の事業
- (5) 居宅介護支援の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 物販業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 41 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 10 章 解散

(解散)

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに国庫に帰属する。

第 11 章 定款の変更

(定款の変更)

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岡山県知事の認可（社会

福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人クムレの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 浅田弘義

理事 浅田増純

理事 雨宮 茂

理事 岡部四平治

理事 岡本満忠

理事 田淵覚一

理事 笠原善右衛門

監事 三村友幸

監事 田辺銀太郎

監事 三沢清志

(附則)

- 1.平成15年4月1日付の定款変更に伴い設置された評議員会の評議員15名の任期は、定款第18条の規定にかかわらず、平成16年4月18日までとする。
- 2.平成17年3月31日付の定款変更に伴い増員された理事1名及び評議員2名の任期は、定款第7条及び第18条の規定にかかわらず、平成18年4月18日までとする。
- 3.平成21年7月3日付の定款変更に伴い増員された評議員2名の任期は、第18条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 4.平成24年10月10日付、定款変更に伴い増員された理事、評議員の任期は、定款第7条及び第18条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 5.この定款の改定は、平成27年6月17日から施行する。
- 6.この定款の改定は、平成28年3月17日から施行する。
- 7.この定款の改定は、平成28年3月26日から施行する。
- 8.この定款は、平成29年4月1日から施行する。